

# 島根県大学改革基本計画

平成17年9月

島 根 県

# 目 次

大学改革の概要	( 1 )
目指す大学と人材育成の方向性	( 4 )
教育・研究	( 5 )
組織・運営	( 8 )
目標、計画及び評価	(11)
短期大学の4年制課程移行問題への対応	(12)

## 大学改革の概要

### 1 県立大学の現状

本県は、島根県立大学（平成12年設置。所在地は浜田市。総合政策学部総合政策学科、大学院（北東アジア研究科、開発研究科））及び島根女子短期大学（昭和28年設置。所在地は松江市。家政科、保育科、文学科）、看護短期大学（平成7年設置。所在地は出雲市。看護学科、専攻科（地域看護学、助産学））の3つの県立大学を設置している。

それぞれの大学は、3大学を合わせても学生数が1,705人、教職員数が179人であって、大学としては小規模であるが、開学以来、本県の高等教育の拠点として優れた人材を輩出し、高等教育の場の充実に寄与してきた。

#### 【3大学の規模(学生・教職員)】

	島根県立大学	島根女子短期大学	看護短期大学	計
学生数	938人	468人	299人	1,705人
教員数	49人	42人	35人	126人
職員数	26人	16人	11人	53人

### 2 改革の背景と目的

少子化、高齢化の進行や情報通信技術の飛躍的な発達、グローバル化による国際競争の激化など社会経済情勢が大きく変化し、高等教育機関の役割も変わりつつある中で、次のような観点に立って県立大学改革を実施する。

#### (1)大学を取り巻く環境の変化

少子化に伴う18才人口の減少により平成19年には大学全入時代を迎える見込まれており、生き残りをかけた大学間競争が激化する中、自主的かつ自律的な大学運営を図り、志願者にとってより魅力ある大学づくりをめざす。

#### (2)県立の大学に対する新たな期待

県立の大学は、県民の高等教育を受ける場の拡充と将来を支える人材の育成など地域振興に対する貢献を目指して設立されたものであり、少子高齢化や産業振興など本県の抱える課題解決のため大学の持つ知的資源の活用や女子短期大学の男女共学化など、地域や時代の新たな要請に応え、地域の特色を活かした高等教育機関としてさらなる発展を図る。

#### (3)行財政改革

県立の大学が公費によって運営（現状では、大学の自主財源は約3割である。）されていることを踏まえ、県の中期財政改革基本方針に沿って大学運営のスリム化・効率化を目指すとともに県民に対する説明責任を果たす。

### 3 改革の内容

前述のような状況を背景として、国立大学の法人化や多くの公立大学において地方独立行政法人化や大学の統廃合などの改革が進められていることも踏まえ、本県においても次の内容により早急に県立大学改革を進める。

#### (1) 公立大学法人化

県は平成19年4月に地方独立行政法人を設立し、この法人が大学を設置、運営する。

法人化により、効率的で透明性の高い大学運営の確保を図り、トップマネジメントによる意思決定の迅速化や民間の発想の経営手法を導入し、自主的、自律的な大学運営を目指す。

また、大学の持つ知的資源や施設・設備の有効活用を図る。

#### (2) 大学の統合

県立3大学を法人化に併せて統合する。

統合の形態は、島根女子短期大学と看護短期大学を統合して設置する短期大学を島根県立大学（以下「県立大学」という。）に併設し、島根県立大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）と称する。既存の施設設備を活用する分離キャンパス方式（浜田キャンパス、松江キャンパス及び出雲キャンパス）とする。

統合により大学の資源（教職員、施設、土地など）を持ち寄って新たな教育研究組織を作り、教育研究基盤の強化と活性化を図るとともに、教育研究組織を有機的に統合、再編し、限られた資源を効率的、効果的に集中させることにより教養教育など教育活動の充実と地域社会への貢献など大学の知的資源の有効活用を図る。

また、重複した組織・定員を整理することにより、組織のスリム化、効率化を図る。

#### (3) 短期大学の学科再編

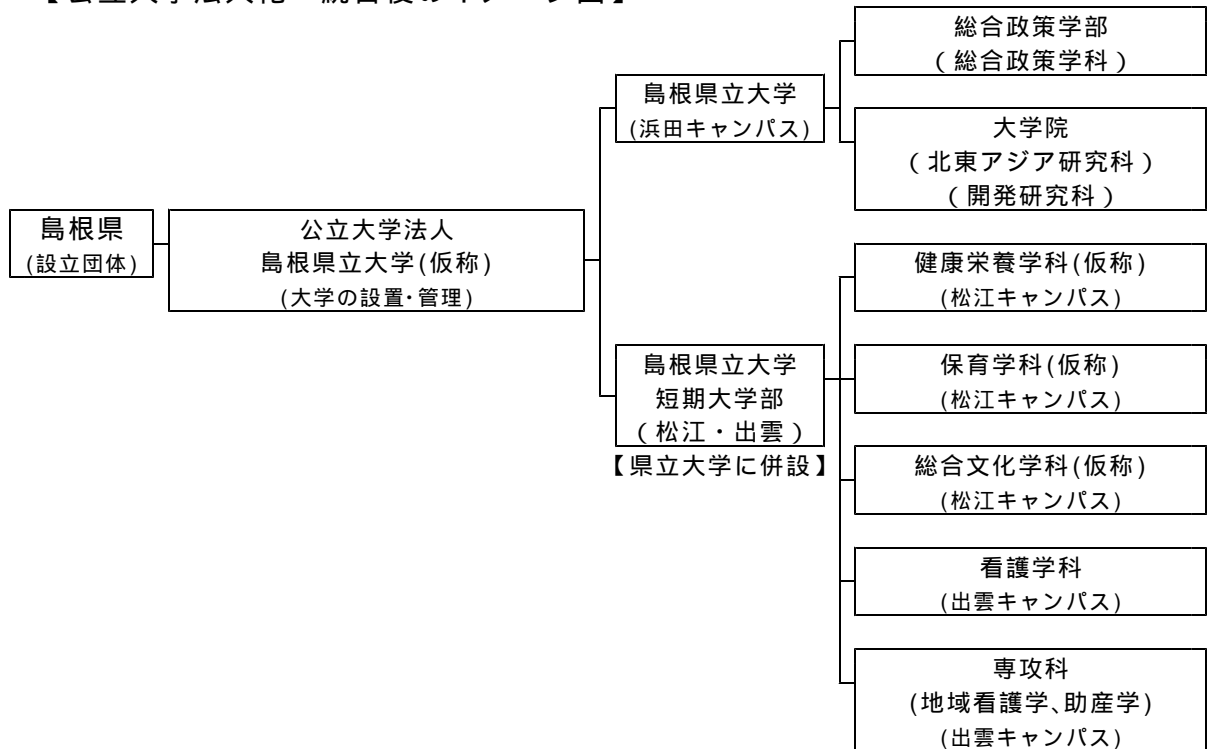
松江キャンパスには、現行の島根女子短期大学の学科を再編し、健康栄養学科（仮称）、保育学科（仮称）及び総合文化学科（仮称）を置き、出雲キャンパスには看護学科及び専攻科を置く。男女共学とする。ただし、助産師資格は法律の規定により女子に限られているため、専攻科助産学専攻については女子のみとする。

なお、島根女子短期大学の具体的な学科再編については、家政科食物専攻を健康栄養学科（仮称）、保育科を保育学科（仮称）に名称変更し、家政科生活科学専攻及び文学科を統合して総合文化学科（仮称）を設置する。総合文化学科（仮称）においては、様々な文化に関わる教育を総合的に行い、豊かな人間性と国際化、情報化に対応した能力を身につけ、地域社会の活性化や地域文化の継承と発展に貢献できる人材の育成を目指す。

【短期大学の学科の構成】

学 科 名	課 程	入学定員	収容定員
健康栄養学科(仮称)	2年	40人	80人
保育学科(仮称)	2年	50人	100人
総合文化学科(仮称)	2年	140人	280人
看護学科	3年	80人	240人
専攻科(地域看護学専攻)	1年	30人	30人
専攻科(助産学専攻)	1年	15人	15人
合 計		355人	745人

【公立大学法人化・統合後のイメージ図】



(4)財団法人北東アジア地域学術交流財団の見直し

研究費の支援や留学生に対する支援を行っている財団法人北東アジア地域学術交流財団については、法人化に伴い平成18年度末に廃止し、公立大学法人に引き継ぐこととし、運用財産については法人に寄附することとする。

また、これまで財団が実施してきた事業で引き続き必要なものについては、北東アジア地域研究センター及び地域連携推進センター(仮称)において実施することとする。

#### 4 当面のスケジュール

当面、平成17年度中に法人設立準備委員会（仮称）を設置し、平成19年4月実施を予定する上記の諸改革の準備を進める。

### 目指す大学と人材育成の方向性

#### 1 目指す大学

今回の大学改革を通じて、新しい県立大学は次のような姿を目指すものとする。

##### 地域に根ざし、地域に貢献する大学

地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行い、地域社会の活性化と発展に寄与することにより地域と共に歩む大学を目指す。

##### 学ぶ意欲を大切にし、高めていく大学

学生一人ひとりの学ぶ意欲を大切にし、さらにそれを高めていくとともに、質の高い教育の提供や学生に対するきめ細やかな支援を行い、課題探究力を有し、創造性豊かで実践力のある人材を育成する。

また、生涯学習の拠点として、社会人のリカレント教育や資格取得など幅広い多様な学習ニーズに応える大学づくりを目指す。

##### 北東アジアの知的拠点として世界と地域をつなぐ大学

島根県の最も重要な交流対象地域である北東アジアを中心とした総合的な研究を推進し、研究業績や国際貢献において世界に存在感をアピールできる大学となることを目指す。

また、北東アジア地域をはじめとする大学等との学術ネットワークの形成及び留学生の派遣・受入れを通じた交流などを積極的に行い、国際的な視野を持ち多様な価値観を認める人材の育成を目指す。

#### 2 人材育成の方向性

高等教育機関としての役割や機能を踏まえ、県立大学、県立大学大学院及び県立大学短期大学部における人材育成の方向性は次のとおりとする。

##### 県立大学（4年制課程）

専門教育、教養教育を相互に連携させ、高度な専門性を持ち、豊かな教養に支えられた幅広い人材を育成する。

県立大学大学院（修士及び博士課程）

修士課程、博士課程を通じて、高度な専門職業人、研究・教育機関の中核を担う研究者等リーダー的人材を育成する。

県立大学短期大学部

実務教育に教養教育を結合させた総合的教育による、実践的専門職業人等を育成する。

## 教育・研究

新しい県立大学における教育・研究活動の展開に当たっては、特に次の諸点に留意するものとする。

### 1 教育研究の質の保証

教育研究水準の維持・向上を図るため、教育課程の策定、教員や研究者の養成・処遇、各種財政的な支援を受ける努力、教育・研究活動や組織運営の状況に関する情報の開示などあらゆる活動を通じて教育研究の質の保証に全力を挙げることとする。

特に、教育・研究活動等の状況について積極的に自己点検・評価を行い、改善に向けた不断の努力を行うとともに、社会に対する説明責任を果たすため、認証評価機関による認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を積極的に開示する。

### 2 教育

#### (1) 入学者の受入れと選抜

質の高い教育の提供や社会の求める人材の育成を図るため、入学者受入れの基本的な考え方（アドミッション・ポリシー）を明確にし、それに応じた入学者選抜を実施する。社会人、留学生、高齢者など多様な履修歴、経歴、年齢の学習者の受入れを行う。

#### (2) 教育の充実

##### 1) 教育内容の充実

教育の実施に関する基本的な方針（カリキュラム・ポリシー）や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー）を明確にし、それに基づいた質の高い教育を実施する。

多様で質の高い総合的教養教育を実施し、国際社会で通用する人材の育成を行う。その基礎として、英語、中国語、韓国語及びロシア語を中心とする外国

語教育の充実を図り、外国語を使ってのコミュニケーション能力の育成を図るとともに、情報化に対応した情報教育の充実を図る。

また、大学全入時代にあつて、高等学校での履修状況等に配慮し、補習授業の実施などの取組みを行う。

#### 2)授業の質を高めるための取組み

授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組み（ファカルティ・ディベロップメント）を積極的に進める。このための研修会や研究会を教員を対象として開催するほか、学生による授業評価を実施し、その結果については適切なフィードバックを行うなど、取組みを強化する。

#### 3)自己点検・評価、認証評価の実施

教育研究活動の状況について積極的に自己点検・評価を行い、また認証評価機関による認証評価を受ける。その結果は公表し、改善に向けた不断の努力を行う。

#### 4)学生支援制度の充実

経済的事由等により就学困難な学生を対象とする授業料減免制度に併せて、学生の学ぶ意欲を高めるため、優秀な学生に対する特待生制度など新たな学生支援制度を導入する。

### (3)進学、就職の支援

キャリア教育や学生支援体制を充実、強化し、従来の就職支援にとどまらず、大学院、海外留学などの進学を含めた進路や就職活動の支援を行う。

県内外の関係団体や卒業生との連携を推進し、就職関連情報収集のための人的ネットワークを構築する。

また、短期大学部から県立大学への編入学が円滑に行われるよう体制整備を行う。

## 3 研究

### (1)地域課題への取組

県立大学及び短期大学部の資源を有効に活用し、特色ある独自の研究テーマに取組み、学際的・総合的な研究を推進する。

特に、地域政策研究の拠点として、出雲学及び石見銀山研究を含む北東アジア学、中山間地域開発や北東アジアを中心とする国際経済に視点を置いた研究など島根県の独自性を発揮する研究や少子高齢化、保健・医療・福祉システム支援のあり方など本県が抱える喫緊の課題の解決に向けた研究を積極的に推進する。



また、交流大学等との共同研究や中山間地域研究センターなど県の研究機関との一層の連携を図る。

研究成果は公表し、地域において活用できる仕組みを作ることとする。

#### (2)研究費のあり方と外部資金の導入

特色ある独自の研究に積極的に取組み、地域に貢献することにより、科学研究費補助金など各種団体からの補助金や共同研究、受託研究などの外部資金の導入を図り、教員の研究活動はこのようにして獲得した資金によって行う比重を大幅に高めることを目指す。また、外部資金の導入を促す仕組みや組織的に支援する体制を整える。

大学内部の資金を原資とする研究費の配分に当たっては公正で厳正な評価により配分することとし、重点配分についても評価を反映させることにより教員間の競争を促す。

### 4 国際交流

#### (1)海外の大学との交流

島根県の歴史的・地理的特性を踏まえ、北東アジア地域をはじめとする海外の大学及び研究機関との学術研究交流を一層推進するとともに、国際化に対応した教育を展開する。

#### (2)留学生の受け入れと派遣

交換留学生など学生の留学制度の充実を図り、北東アジア地域を中心とする留学生の受け入れを進め、北東アジア地域の発展に寄与する人材を育成する。

### 5 地域貢献

#### (1)県民の学習機会の提供

生涯学習の拠点として、社会人等への便宜を図るため、休日や夜間の開講やサテライト講座によるリカレント教育、サマースクール（夏季研修プログラム）など、そのニーズに対応した質の高い、体系的かつ継続的な学習機会を提供する。

また、高校と大学の連携や県内の高等教育機関及び研究機関との連携を図り、生涯学習及び社会学習を含めた地域の教育ネットワークを構築する。

大学施設の開放とその有効利用を積極的に推進する。

#### (2)地域の産業振興に対する支援

企業や県及び市町村と連携し、共同研究の実施やシンクタンク機能を強化することにより、地域課題の解決や地域のビジネスモデルづくり、コミュニティービジネスの振興について支援を行う。

地域活性化を目的として活動しているNPO法人、民間団体等との協働を進める。

### (3)地域連携推進センター（仮称）の設置

大学の自主的な地域貢献活動の総合窓口として地域連携推進センター（仮称）を設置し、地域への施設開放を含め、地域と大学を結ぶ機能の充実を図る。

本部センター機能は浜田キャンパスに置くが、松江・出雲キャンパスにも拠点を置き、地域連携コーディネーターを配置して有機的な連携が図れるようにする。

## 6 県内高等教育機関等との連携

島根大学や松江工業高等専門学校などとの機能的な連携・協力関係を構築し、大学間での単位互換の実施や産学公連携の推進など、学生の教育の場を拡げるとともに教職員の資質の向上や地域との連携を図ることとする。

## 組織・運営

新たな県立大学においては、自己責任による自主的かつ自律的な運営や民間的発想を取り入れた効率的な経営を目指して、次のような組織を置き、運営する。

その際には、法人組織としての自助努力の督励はもちろんのこと、教職員一人ひとりの経営感覚の醸成に配慮する。

### 1 法人組織

法人と大学の役割、経営と教育研究の役割を明確にし、迅速な意思決定とトップのリーダーシップが発揮しやすい機動的な体制の確立と社会に対する説明責任が果たせるシステムを構築する。

### 2 役員

法人に理事長、副理事長、理事及び監事を設置する。

副理事長以下の役員については、理事長の意思決定に機動的に関与できる構成とし、法人の経営感覚を強化し、法人経営を活性化するために学外からの登用も行う。

#### (1)理事長（学長）

理事長は、公立大学法人を代表するとともに、県立大学及び短期大学部の学長となるものとする。

法人運営の最高責任者として強力なリーダーシップを発揮し、民間的経営手法を導入した法人運営を行うとともに、教学についての責任者として教育研究活動

の活性化を図る。

理事長に対する補佐体制として、経営面においては副理事長を置いて補佐することとし、また教育・研究面においては、県立大学及び短期大学の各キャンパスに副学長1人を置いて補佐することとする。

## (2)副理事長及び理事

理事は、経営担当理事1人、教育研究担当理事（島根県立大学担当）1人及び教育研究担当理事（島根県立大学短期大学部担当）2人とする。

副理事長は経営担当理事をもって充て、教育研究担当理事には各キャンパスを担当する副学長が就任するものとする。

## (3)監事

監事は2人以内とする。

監事は、教育研究や運営が中期目標・中期計画に沿って効率的、効果的に行われているか、あるいは財務会計が適正に処理されているかなど、法人の業務について監査を行う。

法人は監事の意見を尊重し、具体的な改善に取り組むものとする。

## 3 経営委員会

経営に関する重要事項を審議するために、地方独立行政法人法に定める経営審議機関として「経営委員会」を設置し、理事長、副理事長、理事その他の者で構成する。

経営委員会は、予算、決算、財産処分等の財務会計、役員報酬、給与、組織等経営に関する事項を審議する。

法人として適切で公明な経営判断がなされるよう学外からも構成員の登用を図るとともに、教育研究面での意見が反映される構成とする。

## 4 教育研究評議会

教学に関する重要事項を審議するために、地方独立行政法人法に定める教育研究審議機関として、県立大学及び短期大学部それぞれについて「教育研究評議会」を設置し、学長、副学長その他の者で構成する。

教育研究評議会は、教育課程、教育研究組織、教員人事等教学に関する事項を審議する。

## 5 理事長（学長）の選考

理事長（学長）は大学経営についての識見を有し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

地方独立行政法人法に定める理事長選考機関として県立大学及び短期大学部それぞ

れに「理事長選考会議」を設置する。

理事長選考会議は、経営委員会及び教育研究評議会の代表者で構成することとし、経営委員会からの代表者については学外者も登用する。

なお、各大学ごとに設置される理事長選考会議の選考の結果が一致しないときには、両者の意思を調整するために、両大学の理事長選考会議の代表者からなる協議機関を設置する。

## 6 教授会

県立大学及び短期大学部にそれぞれ教授会を設置し、教育研究評議会において決定された方針に基づき、教育課程や学生の入学、卒業、学位の授与等身分に関すること、教員の選考（推薦）等学部の重要事項について審議する。

なお、入試委員会や広報委員会など、これまで重要課題に関する意思決定や全学的な意見調整を行うため設置されてきた専門委員会については、その機能や役割の整理、見直しを行う。

## 7 事務局

事務を統括し、効率的な運営を行うため、島根県立大学（浜田キャンパス）に法人及び大学の本部を置き、事務局を置くとともに、短期大学部のそれぞれのキャンパスに大学事務室を置く。

## 8 人事管理

教職員の身分は非公務員とする。

職員については、当面、県から職員を派遣することとするが、大学運営の専門能力を有する者の計画的な採用や養成及び主要ポストへの任用を順次行う。

法人組織の活性化や優秀な人材の確保を図るため公正で客観的な人事評価制度を構築するとともに、役員や教職員の業務実績が報酬、給与等に反映されるシステムとして、任期制や年俸制の導入を検討する。

## 9 財務会計

企業会計原則に基づく財務会計制度を導入し、自主的、自律的な大学運営の基盤となる仕組みを構築する。

コストを意識した経営や経営上の課題が明確に把握できる仕組みを検討するとともに、より柔軟で効率的な執行が可能となる制度とする。

また、大学運営について社会に対する説明責任を果たすため、財務諸表を公表する。

## 10 運営費交付金

県は、法人の自主的、自律的な運営を確保するため、用途を制限しない運営費交付

金を毎年度、法人に交付する。法人は歳出の徹底した縮減を図り、外部資金の獲得や大学施設設備の使用について適正な受益者負担を求めるなど自己財源の確保に努め、効率的な大学運営を図るものとする。

#### 11 学生納付金

入学料、授業料などの学生納付金の額については、県立の大学が県内における高等教育の機会均等に果たしてきた役割等を踏まえつつ、県議会の議決及び知事の認可を得て法人がその上限額を設定し、法人はその範囲内において適切な額を決定する。

#### 12 情報公開

学生及び入学志願者、県民などに対して、それぞれが必要とする情報を積極的に提供することとする。

情報の公開、提供に当たっては、個人情報保護に配慮するとともに誰もが利用でき、使いやすい内容となるよう工夫する。

### 目標、計画及び評価

教育研究の質的向上や自律的な大学運営を図り、社会に対する説明責任を果たすため、明確な目標、計画、評価及び改善のシステムを構築する。

#### 1 中期目標、中期計画等の設定

県は、6年間の期間について、あらかじめ法人の意見を聴いた上で中期目標を作成し、県議会の議決を経て法人に指示する。法人は、それに基づいて中期計画、年度計画を作成する。

#### 2 法人の評価

県は、地方独立行政法人評価委員会を設置し、法人の評価を行うこととし、中期目標期間の終了時には、公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方などその組織及び業務全般にわたる検討を行う。

#### 3 評価結果の公表と改善

法人は、業務運営の透明性を確保するため、中期計画、年度計画及びその評価結果を公表し、評価結果が的確に反映され、改善が行われるよう組織体制や仕組みを整備する。

1 現行の短期大学課程の法人発足時の取扱い

現在、島根女子短期大学及び看護短期大学において設置している課程については、「大学改革の概要」に掲げる再編を行った上で、平成19年4月の法人発足時において短期大学の課程として引き続き存続することを前提とする。

2 4大化問題の検討

現行の短期大学課程については、地域における関係団体等から下記のとおり4年制課程への移行（4大化）等の要望が行われているところであり、平成19年4月の統合、法人化後に可及的速やかに4大化問題に対処できるよう、統合・法人化等の改革の具体化と併行して検討を進める。

【関係団体等からの要望状況】

看護短期大学の4大化について

（要望者）出雲市、島根県看護協会、日本看護連盟島根県支部

管理栄養士養成施設の整備について

（要望者）島根県栄養士会

保育科の専攻科の設置について

（要望者）島根県保育協議会

4年制の観光学科及び幼児教育学科の設置について

（要望者）松江市

3 4大化問題に係る課題の整理

4年制課程移行（4大化）を進めるに当たって検討が必要な次の諸課題について法人設立準備委員会（仮称）において検討し、平成18年度中に一定の見解を明らかにするよう求める。

(1) 4大化構想の具体化と優先度の判断

短期大学課程の4大化については、上記のとおり数多くの要望、意見が寄せられているところである。学生ニーズ、地域ニーズを踏まえて、具体的に4大化をどのような形で行うのか、4大化について具体的な構想をとりまとめるとともに、どの学科の移行を先行させるのかについての優先度を判断する必要がある。

その場合、後述する財政上の制約を考えれば、既存の学科等についても、現在の規模を維持することの適否や社会的ニーズが減少した分野の廃止、縮小等について併せて検討する必要がある。

(2)財政上の課題

県立大学に係る経常的な県の財政負担を大幅に増加させることは困難な現在の状況下において、法人化後の大学の経常的経費の抑制に対する自助努力が求められるとともに、4大化による施設整備等に伴う臨時的な県費支出についても他の施策との優先度の判断を経ることが必要である。

(3)教育研究に従事する人材確保の課題

4大化基準に合致した教員の資質が求められることから、全国的な4年制大学化の流れの中で相当困難を伴う新たな教員の確保が必要である。